国立大学法人法と学校設置制度、 法人格問

私立大学の立場から考える



蔵原

清人

工学院大学・工学部

ら国立大学法人の制度を検討してみることの意味があるの

るために、特に私立大学の管理運営問題と関わらせて検討 れはすべての大学人が深刻な問題として考えるべき、そし 十分な審議も答弁もないまま二○○三年七月九日に成立 したい。一部の国立大学法人では経営協議会委員に私立大 て対処すべき課題となっている。本稿ではその問題を考え れは日本の大学全体をどう変えるものとなるだろうか。こ 、今年二○○四年四月から実施されようとしている。そ 国立大学法人法は日本の大学人の広範な反対の声の中、 ではないかと思う。

□ たくさんある国立大学法人法の問題点

る。 指摘されているが、ここでは主な問題についてあげておく。 であるが、それは文部科学大臣の認可を必要とするのであ 画は大学の教育研究の方針及び具体的活動を規定するもの ①文部科学大臣の与えた中期目標に沿ってたてる中期計 国立大学法人法は国会で審議された中でも様々な問題が

②中期計画の終了時点において、文部科学省及び総務省

札となるのだろうか。こうした点からも私立大学の立場か 学のノウハウは国立大学法人の運営にとってそんなに切り 学関係者の参加を求めたことが最近報道されたが、私立大

> No. 37 04 - 5大学と教育

とられることとされている。 に関わらず予算配分の削減や、 の評価機関の評価を受け、その結果によっては大学の意思 廃止、民営化を含む措置が

ある。 ンの制度であり、 ③学長の権限を大幅に強めたワンマンかつトップ・ダウ 教授会の自治が冒されかねない仕組みで



九九八年 東京都生まれ●主な著書・論文に、 くらはら・きよひと●一九四七年、 『大学ビッグバンと教員任期制』一 青木書店 共著、

維新期における「学校」の組織化』

る。

九九六年

多賀出版

共著、

号)で検討してみました。省庁再編にともなう行政機構の改革に は「私立大学の改革の課題と自活をめぐって」(「大学創造」第十 設立・組織を中心に―』「工学院大学共通課程研究論叢」三五― 学改革論の国際的展開 大学はどこに向かうのか」『日本教育政策学会年報』第九号 ついては「文部科学省の発足と大学政策の展開―『構造改革』で 一九九七年他●法人を含む私立大学の組織と運営について 共著、 『戦前期私立学校法制の研究―私立学校の ユネスコ高等教育勧告宣言集』二〇〇二

〇〇二年六月をごらん下さい。

に動員しようとする政治意図があることを指摘しないわけ

年

も学外者を多数含めることが可能な仕組みである。これら 半数に学外者を充てることとし、そのほかの役員、委員に の機関には学長選考会議を含む。 ④当該大学の運営に大きく関わる経営協議会の委員の過

任を回避し必要経費について責任を負わない仕組みであ 5国立大学の呼称は残しながら、 国は設置者としての責

る。

し刑罰に関しては公務に従事する職員とみなすとしてい 在の教育公務員としての権利を剥奪するものである。しか ⑥国立大学の教職員を非公務員化することによって、現

採択なしに文部科学省が先走って様々な通達を出していた は移行即違法状態になることが予想されていたり、 必要な予算などについても十分な手当てがなくこのままで を広げ大学の自治を冒すものであって、憲法、教育基本法 な法律の背景には、 に違反するものであるといわなければならない。このよう ことなど、むちゃくちゃな実態が明らかにされている。 このほか、国立大学法人への移行に当たっての手続きや このような国立大学法人法は文部科学大臣(国)の権限 国立大学を当面の国策=科学技術政策

学政策の展開」日本教育政策学会年報九号二〇〇二年参大学政策の大転換である。(拙稿「文部科学省の発足と大ものであり、大学を経済政策に従属させることを意味するにはいかない。これはすでに長年にわたり追求されてきた

と同工異曲であるというべきであろう。事実、国立大学法と同工異曲であるというべきであろう。事実、国立大学法人とれていないが、国立大学に即した法人となるなら法人化されていないが、国立大学に即した法人となるなら法人化されていないが、国立大学に即した法人となるなら法人化自体はよいといった論調も見られた。そうした議論の中で自体はよいといった論調も見られた。そうした議論の中で自体はよいといった論調も見られた。そうした議論の中で自体はよいといった論調も見られた。そうした議論の中であると説明していた。文部科学省は、この改革は国立大学に法人目指していた。文部科学省は、この改革は国立大学に法人と同工異曲であるというべきであろう。事実、国立大学法人と同工異曲であるというべきであろう。事実、国立大学法人と同工異曲であるというべきであろう。事実、国立大学法と同工異曲であるというべきであるう。事実、国立大学法と同工異曲であるというべきであろう。事実、国立大学法人と同工異曲であるというべきである。

価することは何の不思議はないということであろう。しから、国が計画を策定し、予算をつけ、実施結果について評独立行政法人とは国の事務を受託する受け手であるか

準用している。

人の制度、手続きのかなりの部分は独立行政法人通則法を

ければならない。か、そもそも学問の自由とは何であったのかを考えてみなか、そもそも学問の自由とは何であったのかを考えてみな関等も)というものはそのような国の下請け機関でいいのし大学(高専やすでに独立行政法人に移行している研究機

□ 「国立大学法人」は

国立大学の設置者であり運営にもあたる

国立大学法人制度の組織の面

(これをここでは学校設置

異なるものなのである。は後述するように現在のわが国の学校設置制度と根本的にうか。これは私立大学にとっても重大な関心がある。それ制度という)ではどのような制度設計になっているのだろ

①国立大学法人の性格規定に関する第一条と第二条は相

違がある

まずはじめに、国立大学法人は条文の間

の明白な齟

る法人をいう」とある。

さ法人をいう」とある。

さ法人をいう」とある。これに対して第二条の定義が運営について定めるとある。これに対して第二条の定義が運営について定めるとある。これに対して第二条の定義が運営について定めるとある。

育研究を行う」という文言がないのである。 らかに同じでは この法案の内容を検討するならば、国立大学法人は明 国立大学法人の性格に関する第一条と第二条の規定は明 ない。第二条には第一条にあるような

教

たのかどうかは、今のところ確かめるべき証拠がないが、 ならないことになる。文部科学省はこの違いを故意に残し 義はこの制度の内容を正しく表していないといわなけれ かに教育研究についても「業務」としており、 第二条の定

②この法律では国立大学法人は国立大学の設置者と同時 に大学そのものである

法制局のチェックもあるはずであるからには、これは意図

的な行為というべきであろう。

大きな問題なのである。すなわちこの法律では国立大学法 国立大学法人の性格を正しく表現している。そしてそれが のものなのである。第二三条第一項で「国立大学法人は、 人はすなわち国立大学の設置者であると同時に国立大学そ 上で見たように、この法律においては第一条の規定が

これによれば設置者は同時に大学それ自身を運営する主

示している。

次の業務を行う」とし、第一号に「国立大学を設置

れを運営すること」と規定されていることがそれを端的に

できる。経営協議会もさることながら法人機関である教育 決算、重要な組織の設置廃止に加えて、 ないので、これは理事会ではない)中期目標等の外予算、 体なのである。 含んでいる。 研究評議会は教育研究について包括的に審議する。 定める重要事項」(第一一条第二項)までも議することが 条第三項)これは従来教授会で行ってきたものの多くを 国立大学法人の役員会は 「その他役員会が (学長は理事では

はいいかえれば設置者の責任者と設置される大学の学長を を総理する」(第一一条第一 教育法の学長職を含み「国立大学法人を代表し、その業務 移されるかは明確ではない。明確なのは学長は従来の学校 兼ねていることになる。 さらに教育や研究活動そのものを規定する中期目標につ 項)ということである。

この評議会で審議したことがどのように決定され実施

的に規定するものとなっている(第一条他)点に大きなト にあたらなくなる可能性が高 あるから(第三〇、三一条)、法人機関でない教授会はこれ いながら(第二条)、その実は国立大学の運営の基本を包括 いて意見を言い、中期計画を作成するのは国立大学法人で この法律は、国立大学の設置者に関するもののようにい

と大きく異なる点である。いいかえれば国立大学法人制度この点は現在わが国のこれまでとってきた学校設置制度教育法第五九条)は全く無視していることにも表れている。校教育法を引きながら、教授会の権限に関する条項(学校意図的としたのはこの点にある。それゆえ必要な点では学リックが含まれているのである。先に文部科学省の行為を

三 戦後の学校設置制度はどうなっていたか

国立大学法人制度の問題性を理解するためには、

戦後成

はこれまでの学校設置制度の統一性を破壊するものなので

あるといわなければならない。その点を次に検討したい

要がある。 てまとめてみれば次のような特徴があることに注意する必だろう。これまで必ずしも強調されてはこなかったが改め立したこれまでの学校設置制度を理解しなければならない

⑴「学校」は設置者の設置する施設機関である

あって、学校教育法に遅れて制定されたために、学校教育育法第二条、ただし学校法人に関する法律は私立学校法で校を国立学校、公立学校、私立学校と呼ぶとした(学校教方公共団体、学校法人のみを認め、それぞれの設置する学わが国の学校設置制度は、学校の設置者について国、地わが国の学校設置制度は、学校の設置者について国、地

定に従うものとされた(学校教育法第一四条は例外としてが違うだけであって、学校としては等しく学校教育法の規法当初の表現ではない)。そしてこの三者については設置者

②学校はそれ自体法人格を持たず、法人格は設置者が持私立学校には適用外)。

係者の中には、「私立大学(学校)は法人格を持っているとされていることに注意しなければならない。国立大学関このとき、設置される学校はいずれも法人格を持たない

解であるといわなければならない。戦後の制度では、国公は持っていない」という意見が聞かれるがこれは全くの誤のに(しばしば公立大学〈学校〉にはふれずに)国立大学

私を問わず学校は法人格を持たないのである。

ではどこが法人格を持つのか。それは国立学校の設置者

法で規定されている。しく学校教育法で規定されるが、設置者については個別にや学校教育法で規定されるが、設置者については個別に校の設置者である学校法人なのである。学校については等である国、公立学校の設置者である地方公共団体、私立学

学校教育法第五条では、「学校の設置者は、その設置すなどを行う。 などを行う また財産管理、人事管理

- 52

その学校の経費を負担する」と規定する。 る学校を管理し、 法令に特別の定がある場合を除いては、

財産・財務管理、 この管理について解釈が分かれうるが、契約行為を含む 人事管理が含まれる。設置される学校は

が認められるからである。

法人格を持たず、設置者は法人として契約等の当事者能力

⑷学校にはお金の心配をさせないで、教育研究に専念さ

なければならない」とし、同条第一項では、「教育は、不 的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わ させないで、教育研究に専念させるということである。 育基本法第一○条第二項には、「教育行政は、…教育の目 以上見たような規定は、要するに学校にはお金の心配 教

持って行われるべきものである」と規定する、この「教育」 当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を 政」には学校法人の業務を含むものと考えるべきだろう。 には当然「学校」の活動を含むものである。また「教育行 る。この意味は、 心・表現の自由、 く等しく学校教育法に定められ、憲法で保障する思想・良 学校の教育の目的・目標については、国公私立の区別な 学問の自由は教員にも当然認められ 教育研究はそれぞれの教育的信念に基づ てい

える。

とであろう。 でよりよい教育研究を進めることをめざしているというこ き、互いに競い合い、理解し合い、協力し合って現代社会

⑤設置者と設置される学校との緊張関係の中でよりよ

解決を探り教育を進める

状況の中でも教育に関する支出を優先させ、学校と教員の 設置者、すなわち広義の教育行政の役割は、 厳しいこ 財 政

力をするということである。 る。そのためには経営と教学の相互理解と協力を広げると 活動をバックアップする努力を最大限行うということであ 厳密な規定をしていることはそのことを意味していると考 員会の意見を求めなければならない」(第五七条)など、 る歳出見積を減額しようとするときは、 を認め、 在は廃止)では教育予算編成に関しての教育委員会の権限 味での緊張関係の中でその時点での最良の解決を求める努 いう姿勢を踏まえて、設置者と設置される学校は、いい意 いう規定(第三八条第一項第一号)や、教育委員会法(現 学校法人では法人の設置する学校長は必ず理事になると 「地方公共団体の長は、…教育委員会の送付に係 あらかじめ教育委

国公立学校との同等性を確保しようとした結果である。学校についてはその設立と教育の自由の承認、公教育性との保障を教育の面でどう行うかという面から検討し、私立の反省にたって学問の自由、思想・良心・表現の自由など

問題を克服するものとして考えられたのである。問題を克服するものとして考えられたのである。といわれる。その上私立学校の設置を認めていた。多なられたもので、政府は気に入らなければ干渉したりたといわれる。その上私立学校の設置を認めていた。多なられたもので、政府は気に入らなければ干渉したりとなどいわれる。その上私立学校の設置を認めていた。多たといわれる。その上私立学校の設置を認めていた。多にしたりすることも可能であった。戦後の制度はこうしたといわれる。その上私立学校の設置を認めていた。多なられたもので、政府は気に入らなければ干渉したり廃いる。との場合は財団法人であった。戦後の制度はこうしたといわれる。その上私立学校の設置を認められたもである。

四 「国立大学法人」制度はどんな影響をもたらすか

法人制度の発足は、どのような影響を及ぼすだろうか。他このような戦後の学校設置制度と大きく異なる国立大学

①公立、私立についても制度変更が進められるの政策とも相まって次のような点があげられる。

で異常な事態がおこっている。公立大学法人制度が作られた。特に東京、横浜は首長主導などで検討を始めているし、地方独立行政法人法によってなどで検討を始めているし、地方独立行政法人法によって

る。現在でも実態は一体的運営をしている大学がないわけ教職員中心の大学かオーナー大学かによって意味が異な育と研究を進める傾向が強まるだろう。このことの意味は、られよう。学校法人が直接、学校を運営する、すなわち教私立大学でも法人と大学を一体化する方向で検討が進め

ではないが、制度的に一律に行われることになると大きな

(今回の私立学校法改正案ではそこまでは

ンの体制がいっそう強まることになろう。とづく教育研究が強調され、その推進のためにトップダウとづく教育研究が強調され、その推進のためにトップダウこれは後述の大学評価と相まって、「社会的要求」にも

っていない)影響がある。

②教授会の権限の縮小が危惧される

のであるから、教授会は具体的な問題処理だけを行う機関画等で定まり、重要な事項についても役員会の審議がある国立大学法人では、教育研究の基本方針は中期目標、計

校教育法の教授会規定の改正を主張する意見も出されてい われている。こうした中で私立学校の一部関係者の間で学 リキュラム、入試などで、理事会と教授会の関係が常に問 となるおそれが強い。すでに私立大学においては人事やカ

心は経済的な「投資効果」におかれることになろう。

③会計制度についても企業会計の導入が進められる これは現在の財産価値と当期利益を明確にすることを目

営を認めたが、これが常態化するおそれは強い。引き続 て私立学校会計の見直しが進められている。 規制緩和「特区」での特例として株式会社の学校運

すれば、公的補助は当然必要ないことになる。また学費の 国立大学法人でも私立学校でも、 「利益」を生み出すと

上昇についても、法的な歯止めはない。 教育研究を進めるにあたって財政的理由での活動制

自己規制が進む

受ける条件、研究を進める条件となり、教育を受ける権利 教育の平等、研究の自由が崩される。 ことにならざるを得ない。そして「お金」の有無が教育を そこでは収益、採算ということが判断基準となっていく

第三者評価はますます厳しく行われるだろうが、その中

される必要がある。

的とする。すなわち営利企業の参入に道を開くものである。 的な効果、成果は評価の対象にはならないことになる。 わち教育や研究の即効的な経済効果だけが評価され、 学の役割を果たすよう十分な努力を行っていかなければな され、一時的な人気は博することになろうが、それが本当 推進し、その期待に応えた大学がマスコミに華やかに報道 な問題にわれわれは直面している。たしかに国家的政策を に進める必要がある。 かは保証の限りではない。今後はそれら情報の分析を十分 もっとも国民にとって必要な情報が十分公開されるかどう かった。しかし今後はそのようなことは少なくなるだろう。 みる必要があろう。そして真に社会的に期待されている大 の社会的責任を果たすことができるのだろうかという深刻 (『大学改革論の国際的展開』青木書店刊所収)は十分検討 らない。それにあたってユネスコの高等教育世界宣言等 に大学としての充実・発展になるかどうかは真剣に考えて これまで大学の内部情報はほとんど公表されることがな このような大学が本当によい大学なのか、大学として真 (5)情報公開はこれまで以上に進む

55

国 学校法人制度の特徴とその意義を見直す

めたことである。これは教育の自由の保障の一環である。大きな柱は、国公私立の学校を等しく公教育機関として認則に立って作られたのかを明らかにする必要がある。そのそこで改めて戦後の大学制度、学校制度がどのような原

学の自治を確保する立場から、一般行政と教育行政を分離設置される学校が行うというものである。教育の自由、大統一した。すなわち、設置者は財政を負担し、教学は専らそして設置者と設置される学校の関係も国公私立を通して

た。その性格を改めてのべれば次のようなものである。私学については以上を踏まえて学校法人の制度を設け

し教育委員会をおいた。

例外がある)。 私立学校を設置できる(学校教育法第二条、ただし一部の⑴私立学校の設置を目的とする法人で、学校法人のみが

する(同第五条)、必要な資産を有する(私立学校法第二五3学校法人は設置する学校の管理者であり、経費を負担人として法人格を有する(私立学校法第二九条)。(2)学校法人は、公益法人(非営利)かつ財団法人型の法

条)、学校の経営のために収益事業を行うことができる

同

一六条)。

うである。

(1)財団法人の考えがもとであるが理事を五名以上とし、

民法でいう財団法人と比べると学校法人の特徴は次のよ

理事長を必置としている。

は評議員などより選任する。(2)設置される学校の校長は職務上理事となる、

他に理事

または親族が一人を超えて含まれてはならない。(3)役員(理事、監事)のうちに、各役員について配偶者

えるものとした。(4)評議員会を必置とし、評議員は理事の定数の二倍を超または親族が一人を超えて含まれてはならない。

り選任する。
(5)評議員は、当該学校法人の職員および卒業生その他よ

⑺寄付行為を以て学校法人に一旦帰属した財産は、⑹監事を複数おく。

事業のみに使用される。

ある。を規定したほかは以上の基本についての変更はないようでを規定したほかは以上の基本についての変更はないようである。

は、私立学校について次のような認識をふまえてのことで私立学校に関してこのような厳しい規定がされたこと

あろう。これまでの検討も含めて整理し てみよう。

①私学の独立と教育の自由の確保

賛同する人によって学校運営を進めるということである。 上の支援を求める見地もあるが、まずはその精神や理念に である。卒業生を評議員として加えるということも、 これは「建学の精神」、すなわち各私学の教育理念の尊重 さらに教育行政上でも私学の独立性を確保するために、 財政

管理等を行い(私立学校法による)、後者は教育と研究を進 法人と設置される学校を区別し、前者は専ら財産や人事の 轄するとした。私学内部の機構としては、設置者としての めるものとした(学校教育法による)。 公立学校の行政を行う教育委員会から離し、知事部局 が管

②学校事業の公共性の確保

当初の表現ではないが)に限られたのである(例外規定も 認知した。すなわち学校教育法の一条校を設立できる者と して国、地方公共団体とともに学校法人(学校教育法制定 戦後の改革では私立学校を私教育ではなく公教育として

しい品格を求めた(私立学校法第二六条)。 運営に関して学校法人は財団法人型の法人であるにもか (収益事業)においても教育事業主体にふさわ ある)。これは教育を営利事業としないためであり、

付帯的

族を一人を超えて含まれてはならないとされたのである。 排除のために、役員のうちにはそれぞれの役員について親 議員会もおかなければならないとした。さらに同族支配の の中から理事長を置くこと、監事は二人以上必置とし、 かわらず、公共性を高めるために理事は五人以上としてそ

③運営における「教学」の意思の尊重

と(私立学校法第三八条)、評議員にはその学校法人の職員 に、その法人の設置する学校の校長を職務上理事とするこ さらに学校の運営において教学の意見を尊重するため

職員を含む)から選任されたものを含むべきこと(同第四 を保障して教学の意志を尊重する立場からの措置である。 四条)が規定されている。これは教育の自由、学問 の自由

(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の

⑷学校事業の安定性、継続性を保障する

後はこれがいっそう徹底し、 八九八〉年)とともに学校の法人格取得が認められた。 治初期より問題になっており、民法の制定 の破産が学校の破産に直結することになる。このことは明 して登記すれば相続税や譲渡税の問題も生じる。 事業に関する契約は個人が行うことになるし、 学校が法人格を持たない場合、 私学は原則学校法人の設立の 教育財産の保持や学校 (明治三一〈一 個人財産と また個

みとされたのである。

産を還付したり役員等で分配することが認められず、何ら産は、その学校法人が解散しても寄付をしたものに残余財また学校法人では、一旦私立学校のために寄付された財

学校法第五一条、第三〇条第三項など)

かの形で教育のために供されることになっている。

(私立

える。

でいる面があることに注意すべきである。あり、運営実態として今日でも社団法人的要素を引き継い私立学校はかつて社団法人として認められていた時期が

ける社員に類する立場を持っていることの承認であるといて地域住民も学校に関わる関係者、すなわち社団法人におてもよい。近年始められた学校評議員制度は、一面におい

者その他の利害関係人」が請求できるとしたことは大きな示に関して「当該学校法人の設置する私立学校に在学する

こうした点から見ると今回の私立学校法改正案で情報

意義がある。

としても、時間の推移とともに教育を実際に進める教職員されているかを見届ける監事が存在するにとどまり、社員されているかを見届ける監事が存在するにとどまり、社員をいうものは存在しない。しかしながら利害関係人というをいうものは存在しない。しかしながら利害関係人というが、その財産管理人たる理事およびその業務が適正に執行ら、その財産管理人たる理事およびその業務が適正に執行ら、その財産管理人たる理事およびその業務が適正に執行ら、その財産管理人たる理事およびその業務が適正に執行ら、その財産管理人たる理事およびその業務が適正に執行

職員や卒業生を含む学校に関わる人々の共通の意志(教育わち設立者個人の意志によって左右されるのではなく、教

の意向が大きな位置を占めるようになる傾向がある。

方針や校風)が形成されていくのである。また社会との関

ら公共性への変容である。化していかざるを得ない。これは私立学校教育の私事性かわりの中では独善的ではなく社会的良識に沿った内容に変

れだけで民主的な運営が保障されるということではない。 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、 学校法人においては、財団法人と同じく役員として理事、

か、大学の事務職員を直接指揮するのはだれか、つまり理が、大学の事務職員を直接指揮するのはだれか、つまり理とともに、理事会の大学管理権をどこまで、あるいはどの政治権力等との関係で自由、自治が認められるということ法人では必ずしも問題とならない点であるが、学校法人が強まる(設置者の理念、建学の精神の尊重)。もっともこが強まる(設置者の理念、建学の精神の尊重)。もっともこは、一般の公益というでは必ずしも問題とならない点であるが、学校法人が強まる(設置者の理念、建学の精神の尊重)。もっともこが強まる(設置者の理念、建学の精神の尊重)。もっともこが強まる(設置者の理念、建学の精神の尊重)。もっともこが強まる。

いわれているが、これは営利企業の会計制度であり学校にても示されている。近年企業会計の学校への導入が盛んに対して何らかの権利を主張することはできないのである。このことは解散に際しての残余財産の取り扱いにおいても示されている。近年企業会計とも学校法人へのである。このことは解散に際しての残余財産の取り扱いにおいる。このことは解散に際しての残余財産の取り扱いにおいる。このことは解散に際しての残余財産の取り扱いにおいても示されているが、ごれは営利企業の会計制度であり学校にても示されているが、これは営利企業の会計制度であり学校にいわれているが、これは営利企業の会計制度であり学校にいわれているが、これは営利企業の会計制度であり学校にいった。

―今後の研究課題として―学校が法人格を持つとは何か

七

はなじまないといわなければならない。

要性ないし可能性がある。

要性ないし可能性がある。

要性ないし可能性がある。

とが認められている。たとえば学習指導要領では学校にことが認められている。たとえば学習指導要領では学校にことが認められている。たとえば学習指導要領では学校にような点を考えれば設置者とは別に学校が独自の判断を行うかし実態としては現在の制度でも学校が独自の判断を行うかし実態としては現在の制度でも学校が独自の判断を行うないと見たように、これまでの制度は学校の設置者が法人以上見たように、これまでの制度は学校の設置者が法人

大学にさせて大臣は認可を行うということになっているの 文部科学大臣が与えたのでは問題があるから、一応立案は 要な資金を供与されるというにすぎない。事業計画を全く および人員をもって国からの事業委託を受けそのために必 れは全くの事業の委託関係であって、国立大学法人は施設 っている以上は、事実上は従属的な存在となっている。こ れながらも、文部科学省が事業推進の基本条件をすべて握 であろうが、これでは全くの下請け会社同然であろう。法 人格を認めるといいながら、 国への従属を法定しているの

国立大学法人制度を見ると、国立大学は法人格を認めら

立か、 社、子会社がそれぞれ法人格を持ちながら連携して運営し うか。すなわち欧米のようにNPOと行政機関の協力とい 的な関係としては十分に設計されていないのではないだろ 教法人の存在が認められ、生協の連合会は法人である生協 ている例があるし、宗教法人法では宗教法人を包括する宗 うこともまだ十分に発展していない。しかし会社では親会 わが国の制度では法人と法人の関係が一般には全くの独 監督し、される関係であるかが中心で、 それ自体も法人格を持つ。 有機的協力

こうした点を考えると、設置者を持ちながら、

設置され

が曖昧になっているという批判があるが、

問題の焦点は私

要性と合理性があれば制限付き法人格ということもあり得 れば、法人格としての制度的統一性を欠くことになるが必 の場合、学校に関して限定した範囲で法人格を認めるとす あるいはその必要はないかという問題が浮かんでくる。こ 間法人、監査法人など新たな法人制度が作られていること すでに検討されているのであり、近年ではNPO法人や中 ずれにせよ、人格なき社団の行為をどう考えるかの問題が ような法人格を認めることは特別必要ないともいえる。い の関係が十分な信頼関係があり良好であれば、学校にその ないことではないだろう。本来、設置者と設置される学校 る学校自身も法人格を持つということが考えられないか、

討が必要であろう。 必要である。しかし法人格を持つ場合にも、 うに大学が法人格を持つということは、一つの選択肢とし 身で財政上の責任を持つ設置者となるかどうかは十分な検 てあり得る。このことについて諸外国の例も含めて研究が 大学の法人格に限っていえば、 今回の国立大学法人のよ 大学が自分自

期待したい。

でもある。法や行政の専門家を含めた今後の検討と議論を

国立大学法人の制度において財政負担における国の責任

この区別は百三十年後の今日までおよび、だれも疑いを差 その区別は明治七(一八七四)年の文部省布達にさかのぼ 存在することを明らかにしたのである。 則の検討について政府が無視しているという大きな問題が 府による国立大学法人法案の提出はこうした財政支出の原 投資論や受益者負担主義は批判されなければならない。政 を受けることになる。だからこそ国際的には高等教育を含 ちろんであるが、それにとどまることなく社会全体が利 学を含めた公教育についての国の責任をどう考えるかに 共性を認めた以上は当然公費の支出も認めるべきであり、 院大学共通課程研究論叢』第三五—一号、一九九七年参照 するとした。 で学習せよと国民に布告したが、この布達では財政支出(負 は学費等の給付を前提とした学習観ではなく、自らの努力 の区別は諸外国においては明確ではない。わが国の場合、 めた教育費の無償を目指しているのである。この点で教育 しはさまないのである。 もともとわが国のような学校に関する国立、公立、 教育を受けたことの利益はその本人が受けることは の区分により国立(当時は官立)、公立、私立の区別を その二年前の「学事奨励に関する被仰出書」で、今後 (拙稿 | 戦前期私立学校法制の研究」『工学 しかし、私立学校の公教育性、公 私立 あ

を認められないだろう。

その比重の違いはあっても国公私立の区別は特別な必要性

当初、 私立に限る必要性が認められないからである。国立、公立 れは設立された学校法人はたいへん柔軟な制度であって、 を私立学校法人としなかったことに注目しておきたい。そ その法人を学校法人としたのであったが、ここでこの名称 る学校」(第二条)と規定し、のち、 その点をひとまず置くとして、戦後、 私立学校について「別に法律で定める法人の設置す 私立学校法によって 学校教育法 の制定

を制度的にどう保証するかが課題となろうが、学校法人の はないか。特に学校のセルフ・コントロールが求められて の学校の場合も、この制度を元に法人格を設計できるので 対応できよう。現にある私立学校の中では寄付行為におい 制度の中でも理事と評議員の選任の仕方を考えれば十二 いる今日、このことは大きな可能性を含むと考えら 法人青山学院寄付行為第八条) 議員である日本在留米国 て様々に規定している。たとえば青山学院は 名」「プロテスタント教会の教職にある者一名」 国立、公立学校の場合、国や地方自治体のコントロール [合同メソジスト教会宣教師中より という規定を持っている。 「本法人の評 ń る。

学校法人制度はこのような独自性を認めているのである。

学校法人を国立、公立の場合にも広げるならば、それに学校法人を国立、公立の場合にも広げるならば、それにとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならなとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならなとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならなとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならなとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならなとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならなとするのかも検討課題となる。当面の実践課題とはならば、それに学校法人を国立、公立の場合にも広げるならば、それに学校法人を国立、公立の場合にも広げるならば、それに学校法人を国立、公立の場合にも広げるならば、それに

日に発表したものをもとにその後の状況もふまえてまとめた。(付記)本稿は日本教育政策学会大会で二〇〇三年六月二十九

